

亘理町監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第9項の規定により定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年11月12日

亘理町代表監査委員 渋谷 憲之

亘理町監査委員 安藤 美重子

記

1 監査の期間及び場所

期 間 令和元年10月4日（金）

～令和元年11月7日（木）までの5日間

場 所 出先機関

2 監査の対象

吉田地区交流センター・吉田公民館・吉田体育館・農村環境改善センター・高屋小学校・逢隈小学校・吉田中学校・中央児童センター・鹿島保育所・二杉園・学校給食センター・図書館・郷土資料館（生涯学習課文化財班）

3 監査の目的

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、且つ建物等の維持管理が良好であるかを主眼として実施した。

4 監査の方法

事前に提出を求めた資料及び関係書類帳簿等に基づき、事務事業の執行状況等の説明を担当職員に求め、質疑等を行うなどの方法により実施した。

5 監査の結果

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。